

## 平成26年度第2回京都府食の安心・安全審議会議事要旨

### 1 開催日時

平成27年3月20日（金）午後1時30分から3時30分まで

### 2 場 所

京都府自治会館ホールB・C

### 3 出席者

#### 【審議会委員】

中坊 幸弘 会長、蒔 祥子 委員、内田 隆 委員、栗山 圭子 委員、土居 幸雄 委員、  
中川 恵美子 委員、東 あかね 委員、牧 克昌 委員、山本 隆英 委員、渡辺 明子 委員

#### 【京都府】関係職員

#### 【傍聴者】なし

### 4 次 第

#### (1) 開 会

#### (2) 協議事項

- (1) 京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況（平成26年度）及び  
施策の目標（平成27年度）について
- (2) 次期食の安心・安全行動計画（平成28～30年度）について
- (3) 食の安心・安全府民大学（仮称）について

#### (3) 報告事項

- (1) 平成27年度京都府食品衛生監視指導計画（案）について
- (2) 食品衛生評価部会開催結果について
- (3) 食品中の放射性物質検討部会意見聴取結果について
- (4) 平成27年度リスクコミュニケーション計画について
- (5) 食の安心・安全に係る事案について
  - ・ 不当メニュー表示等への対応について
  - ・ 食品表示法の施行について
  - ・ 冬期食中毒注意報について
  - ・ 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜確認を受けた京都府の対応

#### (4) 閉 会

### 5 議 事

(会 長)

次第により進めてまいります。

本日の協議事項の(1)「京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況(平成26年度)及び施策の目標(平成27年度)」について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

資料1をお願いします。この資料は、平成26年度の実施状況と平成27年度の目標をとりまとめています。

2ページをお願いします。

行動計画では、それぞれの数値目標を設けています。左側のほうから、まず行動計画の中の柱、それから次が施策、真ん中のところで①から④⑧ということで、これが数値目標です。今年度の実施状況は、右のほうの26年度目標と26年度実績のところでは書いているものです。個々には申しませんが、25年度の実績と比べて4つの項目については昨年度よりも数値は下がっており、それ以外については、取り組みが進んでいます。それから、27年度のところに数値目標を書いています。これには、当初行動計画を策定した時と一部変更しているものもありますが、それについては後ほど説明させていただきます。

3ページをお願いします。

これは、それぞれの取り組みの柱ごとの状況の集計をしたものです。右から2つ目は計画達成した取組数、それから一番右は80%以上達成した取り組みということで、48の取り組みが達成したのか、まだ十分達成していないのかを数値として表しています。一番下をお願いします。48の取り組みのうち100%達成したものが33で、80%以上ということでやや達成したものが42となっており、33については全体の69%、42というのは全体の88%となっています。

4ページをお願いします。

これは、昨年度25年度の実績です。このときの達成状況と比べてみますと、例えば100%達成したものが昨年度は40であったのに対して今年度は33であるとか、80%以上の達成が昨年45であったものが今年度は42というふうに少なくなっています。これは、数値目標については、少しずつステップアップということで数値を上げるような目標を設定しておりますので、それぞれの取り組みについて頑張って数値を上げてきたのですが、目標に達したものは少なくなりました。

5ページをお願いします。

これは、48の数値目標のうち主なものをリストアップさせていただいたもので、12個を掲げております。次ページ以降の個表については、この12の数値目標及び補足説明が必要なものとあわせて、順次説明させていただきます。

6ページをお願いします。

まず、放射性物質に関する検査です。流通食品の検査は、基本的には安全なのですが念

のため検査として位置づけています。300検体検査し、1検体で基準値以下ではありませんが検出されたものの、それ以外は不検出でした。

7ページをお願いします。

これは、府内産農林水産物の検査です。300の計画に対しまして、272検体の検査となっています。検査結果については、すべて不検出でした。27年度の目標は、当初の計画300に対して250に下げています。これは、今年度、市町村からの要望に基づく検査が昨年と比べても減ってきていることもありますので、府で実施している分についても少し少なくし、全体としての検査件数を300から250に減らしたいと考えています。

9ページをお願いします。

これは、府のホームページにおいて府の施策や取り組みの紹介をするもので、12回の取り組みを行ってきています。具体的にどのような内容を掲載したかについて、取り組み内容のところで書いています。今年度新しく取り組んだものが下線を引いているところです。後でも説明します「食の安心・安全学び塾」で、パワーポイントを当日の資料として使いましたので、それをできるだけ府民の方に提供したいということでホームページに載せたり、あるいは、冬季食中毒注意報の発令についてはホームページを見た方ができるだけすぐに目に触れるようにということで、府のトップページに掲載するなどしています。課題として、引き続きわかりやすく見直しを行うことを考えています。当面、具体的には、動画やナレーションを入れた説明資料を掲載したいと思っておりますのと、食品表示の関係については複数課にまたがっていますので、それも集約していきたいと考えています。

12ページをお願いします。

リスクコミュニケーションです。これは、放射性物質及びその他のテーマについてまとめて書いています。当初計画15回に対して11回の開催となりました。具体的な内容は下のおりで、放射性物質の関係については、10回の計画に対して5回と少なくなっています。その他のテーマについては、予定の5回に対して6回で、全体では11回の開催でした。

27年度についても、今後実施方法を工夫して開催したいと考えています。具体的には、リスクコミュニケーションを開催するに当たっての広報が必ずしも十分できていませんので、府の広報誌や消費者団体の機関誌などに掲載していただくなど、紙媒体も含めながら広く府民の目に触れるような形で広報していきたいと考えておりますのと、中身についても、府民の要望に沿った日時の設定や内容になるように計画していきたいと思っています。

19ページをお願いします。

「きょうと食いく先生」の関係です。100名の予定に対して115名認定しています。今年度は、32名の認定を行いました。27年度の目標は100から130に引き上げています。この130という数字の基礎としては、下のところに書いていますように中学校区が173ありますが、平成30年度までに各校区1人ずつ、つまり173人の認定をしたいと考えており、このことから毎年15人ずつ増やしていくということになりますので、

27年度は130人という設定をしています。

20ページをお願いします。

「食の安心・安全協働サポーター」のスキルアップ研修です。食品表示の監視をお手伝いいただいたり、身の回りの方に食に関する情報を提供いただいたりするサポーターさんへの継続した情報提供ということで開催しました。今年度は、改めて食品表示の基本についてお話しするとともに、単に教科書的なものではなくて実際の商品例を示してできるだけわかりやすい説明に努めました。

21ページをお願いします。

これは、消費者団体と実施させていただいている意見交換会です。府政への意見反映を目的に開催しています。今年度は、遅くからでしたが2月から「食品衛生監視指導計画」、「宇治茶の安心・安全の取り組み」、それから後でこの審議会でもご意見を伺いますが、「食の安心・安全行動計画」ということで次期の計画に向けての意見を消費者団体の方からも聞きたいと考えており、これについては3月23日、来週の月曜日に予定させていただいています。

24ページをお願いします。

畜産の関係です。家畜伝染病予防法に基づいて、牛、豚、鶏全般に定期的な検査を行っており、予定どおり実施し、全て陰性を確認しました。

25ページをお願いします。

水産の関係です。貝毒の原因となるプランクトンの監視を行っています。これについては、プランクトンの調査だけではなくて、実際に蓄積した毒量を簡易に把握するELISA法なども使いながら監視を行いました。結果に問題はありませんでした。

26ページをお願いします。

食品衛生にかかる収去検査の結果です。検査点数は750検体を予定どおり実施しました。結果のところに書いていますように、「みず菜」1検体から残留基準を超過する事案がありました。これについては、検査結果を速報段階で連絡されましたので、JAさんの協力もいただきながら全量を回収することができたため、市場に流通する恐れは無くなりました。このため、プレス発表は行いませんでした。

なお、このようなことが二度と起こらないよう出荷元に対して、再発防止策をお願いしました。

28ページをお願いします。

無承認無許可医薬品の監視です。いわゆる健康食品の販売、広告頒布について監視を行っています。この目的は、それを使うことによって正しい医療を受ける機会を逸失することを防止するというものです。今年度の実施状況は上のおりで、具体的にどのように何件指導したか、あるいは他府県に通報したかというのは真ん中のところで書いています。

29ページをお願いします。

食品表示について、指導者に対する啓発のための講習会を行っているものです。本庁及

び各広域振興局単位で開催し、このような参加人数でした。今年度は、農業者が販売されている農産物直売所について、まだまだ弱いところがありますので、その方に絞って開催しました。

31ページをお願いします。

食品表示の監視の中で、表示の信憑性を確認するという目的で行っている科学的検査です。今年度は、ここに書いてある3つの品目について行いました。「たけのこの水煮」については全て疑義なし。「シジミ」は、国内産の表示が適正かを調べました。結果としては、ここへ書いておりますように、遡及調査を行って府内の事業者については疑義なしという結果でした。複数の事業者に検査を行ったのですが、問題はなかったため、他府県のより生産地に近いところの検査を行ってもらうように近畿農政局に情報提供しました。

それから、袋詰精米です。品種の調査を行いました。ここでは、「分析結果に基づき、確認調査中」と書いてありますけれども、つい最近、最終的には疑義なしという結果になりましたので、口頭で補足させていただきます。

41ページをお願いします。

農薬管理指導士の認定者数です。これについては、農薬の使用について現地で指導的な役割を担っていただく方を毎年認定しているものです。今年度、19名を認定しました。ただ、造園の防除業者で退職された方が相当数、48人おられましたので、新たに認定はしたものの、総人数は少し少なくなりました。これについては、今後も毎年認定していきたいと考えています。

45ページをお願いします。

これは、学校給食における安心・安全対策ということで、給食調理場における作業工程表の作成と作業動線図の作成に取り組んでいるものです。基本的には全部の給食調理場での作成を目標としています。今年度は現時点で把握できているのは129調理場です。27年度については※印のところの説明していますが、現在給食調理場が165ありますので、当初の計画とは少し変わっていますが、全調理場で作成したいという考えには変わりありませんので、この数字を設定しています。

46ページをお願いします。

鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステムの普及のための取り組みです。いろいろな行事を活用しながら府民や関連事業者への普及に努めており、具体的にご覧のような4回の行事、イベントで宣伝させていただき、今後も引き続き啓発に取り組んでいきます。

47ページをお願いします。

「きょうと信頼食品登録制度」です。これは、食品製造事業者に安心・安全対策にしっかり取り組んでいただき、その事業者を登録する京都府独自の制度です。パンや漬物などの各業種ごとの品質管理プログラムの策定で、6業種、予定どおり策定しました。

49ページは、そのプログラムに従った取組を行い、実際にどれだけの事業者を登録したかを記載しています。これについては、6事業所を目標としていますが、現時点では3

事業所の登録にとどまっています。

52ページをお願いします。

特別栽培米の栽培面積です。特別栽培米のガイドラインに基づいて推進しております。今年度は、取組内容の欄に書いているような導入支援を行っており、栽培面積は1048haに達しています。

私からの説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。

今、お聞きになったとおり、それから、事前に資料配付されておりますので委員の皆様方お目通しいただいたと思うのですが、この26年度の実施状況、それから27年度の目標について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

(委員)

7ページの放射性物質検査のところ、府内産のものを検査していただいて、それなりに検査数もあって、放射性物質の検出もなかったということで、本当に安心しているのですが、これを今後250ほどに減らしたいとおっしゃっています。先ほどの説明では、市町村からの要望が少なくなってきたと言われていて、事前配布された資料を見ていると、消費者の関心も薄れてきたということも書かれています。それから、検査機器を返すということもありましたね。そのようなこともあって、検査点数を減らすことになったのかなと思います。

これから何も起こらないことを前提に考えていますが、もし何かが起こったときは、では平静はどうだったのか、いつもはどうだったのかが結局問われることになると思います。福島の場合は、ある意味では初めてのことで、それを見ないと仕方がないという形になったと思うのですが、そのときに比べてどうだったと、いつもに比べてどうだったということを示すのは、これからもやはり大事なことだと思います。

そういう意味で、普段食べるものが安心・安全かに関してはこのように検査していただいて、私たちは本当に安心しているのですが、これからもし何かが起こった場合に、そのときに「以前は問題ありませんでしたが、事故が起こってこうなりました。」あるいは「事故が起こってもこういうことにはなりません。」ということを行うためには、やはり科学的な根拠が、継続した取り組みが必要だと思うのです。

だから、検査を少なくすることに関しては、ちゃんと続けてそれなりのデータはきちっと取っていただきたいと私は思いますので、ぜひ来年度も続けていただきたいと思います。

(会長)

ご意見として受け止めるということでしょうか。

(事務局)

そのように考えています。

(会 長)

それに関連してですけれども、その隣の6ページは、これは流通する食品ということで、検査している項目について、7ページの農林水産物と重なるものは全くないということですね。

(事務局)

重なっておりません。

(会 長)

ほかにございますか。

(委 員)

この資料の26ページですが、ちょっと確認をしたいので教えてほしいのですが、残留農薬の検査をしていただいて、安全なものが消費者に届くのは大変良いのですが、ここに書かれている検査の仕方なのですが、この取り組み内容としては府内で生産または販売される食品となっています。当然農薬を農産物に使用しますが、農薬には出荷何日前までしか使用しては駄目ですよと書いてあるわけですね。だから、出荷を考えて何日前に農薬をかける。当然その出荷を考えた日になれば農薬はなくなるのですけれども、その日以前に農薬の検査をされたら当然残留農薬が出ますよね。

ここで言われる生産される食品というのは、どこからの分を指しておられるのですか。やはり製品になって初めて検査をして残留があるかないか確認してもらわないと、農薬を使用した後にすぐに検査をされたら、全部残留農薬で引っかかってしまうのですよ。そのあたりをどのようにされているのですか。

(事務局)

製品になったものを検査するという考え方でおります。

(委 員)

今回の残留農薬の超過については、超過した原因があったように聞いています。

生産者はちゃんと基準を守って農薬を使いました。しかし、収去日が決められていたため、流通品として出荷できる「みず菜」ではないものを、つまり生育が悪かったため、農薬を使用してすぐの「みず菜」を検査品として提供してしまったようです。今後は、どのようにすればいいか、製品の検査であるので、生産途中のものが収去検体にならないよう

きちっと生産者やJAでも整理をしたいですし、また保健所側も確認をお願いしたいと思います。

(事務局)

おっしゃるとおり、あくまでも製品を検査するというのが食品衛生法の話です。  
今回の件は、収去の段階で、JA側、保健所側双方の意思疎通が不十分であったようです。

(委員)

収去検査の結果いかんでは、余計に消費者の不安をあおるだけのことになってしまうので、流通するものを検査していただきたい。

(事務局)

再度、保健所に注意喚起いたします。

(会長)

ほかにございますか。

(委員)

今、府内の検査の話がありましたが、市内で近くの農家の方がダイコンを抜いたままで、自分で洗って家の前で売っているものを、新しいから我々も購入しているのですが。このような場合の検査は、今言われたように府内のほうでかなり厳しい検査をされているのですけれども、そんなことが少し私も心配になってきたなと思っているのですけれども。

そういう普通の市内の農家の方、自家商品ですか、それを出荷しないで、自分の家の前で販売している農家の方がおられるのですが。そういった場合の検査はどうかかなと、今お話を聞いていて、少し私も気になり出したのですけれども。

(事務局)

基本的には農家の方がちゃんと農薬を正しく使って、それで売るとというのが基本です。ちょっと話はそれですけれども、食品衛生法の世界では、京都市は独立しておりますので。

(委員)

そうですね。

(事務局)

ただ、食品を100%全部、その農作物の100%を全部検査することはできないのが現状でして、農家の方が正しい農薬の使い方をされて、安全なものを買っておられ



るというのが基本だと私たちも考えています。ただ、食品衛生法に基づき、定期的にチェックをするような立場でこうして検査をさせていただいている状況です。

(委員)

それは、そうとは限らないでしょう。基本的に農協さんなどはきちっと指導されているので、農協を通るものや市場を通るものに関しては検査もしていますし安全ですけれども、一般の農家の方々は農薬に関しての知識をそれほど持っておられませんよ。

例えば、ダイコンの農家の方がおられたら、横でナスビを作られている。ダイコンに関してはよく知っておられるかもしれませんが、ちょっと横で作るものに関して、それほど農薬の知識を持っておられるとは思いませんので、今の話でいいますと道端で売られているものに関しては、危険度は高いと思います。どちらかというと。

(委員)

ああ、そうですか。

(委員)

こんなことを言うのもなんですが、昔、地方の農協の方に「私たちは道の駅では物を絶対買いません。怖いから。」と言われました。こんな方も、昔はおられました。今は大分よくなってきているので、安全になっているとは思いますがけれども。

だから、今の話は、それは全農家の方に対して言える話ではないと思いますけどもね。

(会長)

うん。そのあたりのところはね。

(委員)

新鮮さとリスクは隣、背中合わせということですかね。

(委員)

そういうことですね。

(委員)

多分、京都府は、それには答えられないと思います。そんなことを答えたら大変なことになりますからね。

(事務局)

農薬の使い方については、直売所に出荷する農家であっても、それはさせていただいて

おります。ですから、先ほどもご説明しましたように、基本的に安全な野菜が出回っているということで指導はさせていただいております。

ただし、どうしても、お年を召されてきますと、ちょっとその辺が怪しい方も中にはおられるかも知れません。ですので、そういうところに限っては特に注意はさせていただいておりますが、我々は基本的に直売所であっても安全な物が出回っていると理解していますし、今後ともそういう指導をさせていただきますので、京都府内の直売所の野菜も安心して、買っていただきますようよろしくお願いいたします。

(会 長)

ほかにご質問とかご意見。はい、どうぞ。

(委 員)

私は、16ページの食育推進計画作成市町村に関する取り組みについてお伺いしたいと思います。26市町村が京都府内にありまして、その中で今現在、食育推進計画を策定しているところが19市町村で全国36位という少し残念な状況です。今、やはり計画を立てて食育に関する事業をしていくことが大切だと思います。

この計画が策定できていない7市町村は行政栄養士が配置されているのかどうかとか、そういったところの取り組みをどのように支援しますと書いてありますが、どのような働きかけをされているのかお伺いしたいと思います。

(事務局)

残念ながら、それぐらいの6から7の市町村でまだ策定されておられません。もちろん、毎年策定を確認するときに、まだのところであれば、ぜひとも策定をしていただきたいと。それほど難しい計画でなくても構いませんので、住民の方が何かこう食育に目指せるようなものを策定していただきたいというお話はもちろんさせていただきます。ただ、どことは申しませんが、職員数が非常に少ない。

(委 員)

そうですね。

(事務局)

はい、市町村でちょっと手が回っていないところも少しあります。

(委 員)

これを推進していくのに、食育推進計画の策定は農林部局の仕事でしょうというような意識があって、保健部局がタッチしていないところもあります。そして、なぜ食育を推進

するかというと、農林の振興もあるけれども人々の健康づくりに寄与するためということなので、一体的に足並みがそろっていると策定しやすいと思うのですね。

なので、栄養士がいないところはなかなか策定しにくいとは思いますが、農林部局の仕事だけと限定せずに広く保健部局と連携して策定できるように、保健所からも指導していただければいいのではないかなと感じています。以上です。

(会 長)

はい、よろしくお願いします。

(事務局)

今おっしゃったことは、そのとおりだと思います。ただ、例えば一番最近策定されました京丹波町さんなどは農林部局が作られたのではなくて。

(委 員)

はい、保健部局もそうです。

(事務局)

保健部局から作られていますので、市町村によっては農林部局ノータッチのところも、もちろんあります。

(委 員)

はい、そうです。

(事務局)

ですので、我々だけではなくて、そういうところと一緒に指導したいと思います。

(委 員)

ちなみに、ちょっと追加しますと、京丹波町は去年おとしから私たちが強力で支援しておりまして、全町民の尿中塩分測定をして減塩と高血圧と腎臓病予防に取り組んだということと、27年度は全ての小学生の尿中塩分測定をして、高血圧予防を子どもの時から進めていく予定ですので、計画を策定されたのが生きているように思います。

(会 長)

また、委員の、計画できていないところへの今後のサポートもよろしくお願いします。

(委員)

手が回るかな。あれば、そうします。

(会長)

それでは、ほかにご意見ございますか。ご質問とか。

全体を見せていただいて、法律などに基づく検査のところは当然のこととして100%達成しておられるのですが、府民参画のところはもう一つ盛り上がらないのか、目標が達成できていない項目がちょっと多いかなという気がしております。

そのあたり、府民あるいはいろんなことへの食への関心が低下してきたのか、それとも、この推進される場合に少し意欲が衰えているのかなという気もするのですが、そのあたりはどういうふうに捉えておられますか。特にリスクコミュニケーションとか、あるいは府民参画の推進とかそういうあたりが低いような気がするのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

府民参画については、意欲のある府民の方がおられると思いますので、そのような方にきっちりと情報を届けていくことが必要ではないかなと思っております。そのために一番簡易なのはホームページなのですが、それでは届かない府民もやはり相当数おられますので、一つは先ほども言いましたように府民だよりなどに掲載したり、あるいは消費者団体の方にも少し記事を書いていただいたりなどしています。それから、近いうちに府のラジオ放送でも、食の安心・安全推進条例があって、行動計画があって、ということを送る予定になっておりますので、その他様々な手段でやっていきたいと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

すみません。それに関していいますと、11ページにある広告ちらし等を活用する「情報提供店」というのが、目標数値はすごく大きく掲げられていて毎年増えているのですが、いま一つ伸びてないのは、その目標数値の設定自体がそもそも非常に厳しいものがあるのかなという気もするのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

(会長)

50ずつ増えているけれども、それが追いついていないにもかかわらず次年度は300。

(事務局)

目標を下げることもあるとは思いますが、ここにも書いてありますように、何が問題な

のか、あるいは本当に活用されているのかという検証をして、こういうふうに改善すれば増えるということであれば、改善したいと考えており、目標自体はこのまま置かせていただいております。

(会 長)

次の年度も横ばいであれば、もうこれは責任問題になるぐらいの数字ですね。50ずつ増やす計画に対して3年連続横ばいというのは。

今回もいろいろ努力していただくということで、よろしくお願いします。

(委 員)

すみません。また、逆にすごく目標数値を上回っている部分で、28ページの無承認無許可医薬品の監視というのが、こちらは非常に良いという。これは、実態としてそういういわゆる健康食品等の、無承認無許可医薬品が非常に多く出回っているためこういう結果になっているのか、注意監視を非常によくしておられてこうなっているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

(会 長)

どうですか。

(事務局)

実際にどういうことをさせていただいているかといいますと、京都府警のOBの方、警察官の経験のある職員さんに嘱託として来ていただいて、流通している食品、それから少し前に問題になりました危険ドラッグと言われるものの監視も、この中の件数には含んでいるのですが、そういったものについてのホームページを監視していただいているというのが実態です。

その中で、そういう類のものがあれば見つけ出して、それが府内であれば直接指導させていただきますし、他府県であればその内容について所管される県に通報させていただくというのが現状です。

(委 員)

実態として、流通しているものが増えているという感じではないのですか。

(事務局)

そうですね。いわゆる健康食品については、ここ数年でそれほど増えているということはありません。ただ、いろんなレベルがありますけれども、やはり広告上の違反というのでもかなり増えています。中には、やはり医薬品的な成分を含むような健康食品も現に流通

しており、これを国の経費を使つての買い上げ、それから京都府では独自でそういう類のものを買い上げて、今言った中の成分の分析ということも行っていますが、そういったものがどんどん世の中に流れているというような実態ではないというふうに思います。

(会 長)

はい。時間的な制約もありますので、それでは、この京都府食の安心・安全行動計画に基づいた26年度の実施状況、それから27年度の目標について、ご承認いただけますでしょうか。

(委 員)

私、先ほど意見として放射性物質検査を減らさないでくださいと言ったのですけれども、それは今ここで承認してしまったら減らしてしまうわけですか。

(会 長)

そうです。

(委 員)

ぜひ、京都府の責任としてこれはそのまま続けていただきたい。

(会 長)

この、50検体、これを減らすというところについての考えは。

(事務局)

はい。50検体減らすのですが、水産物や畜産物などちょっと心配だと思われる品目については、そのままの検体数で引き続き検査します。

これ以外の農産物について、府の研究所から採取して検査している分を3分の2程度に減らそうと考えております。そしてどのように3分の2に減らすかなのですが、例えばみず菜でしたら年間通じて12カ月毎月検査していたのですけれども、これを見直して8カ月にするとか、そのような考え方で減らすだけなので品目については全く変わりません。50品目を検査することになりなく、一つの品目について少し減らすだけです。決してあまり力が入っていないというわけではありませぬので、このようなことをご理解いただけたらと思っております。

(委 員)

そうですか。多少の効率性というのは必要になってくるかもしれないのですけれども、先ほど言いましたように、やはり継続的にやっていくということがとても大事だと思うの

ですね、だから京都府の分は安心ですね、と言うために。今、安心か安全でないかと言われたら、それは安心だろうなとそれなりにみんな納得するのですけれども、もし、何かがあったときとか、どこかと比べて見ざるを得ない場合も出てくるかもしれない。

そうすると、京都府が行っていた検査の結果はこうだった。何もなかったところではあなかったとか、そういう科学的な検査をすることは、それこそ医学的な科学的な根拠になると思いますので、こういうものはぜひ続けてほしいという強い要望を持っております。

(会 長)

はい。それで、品目数については減らさない。それで、検体数が減ると。それから、例えば25年度が334だったのが26年度60減ったと。それで、27年度さらに20減るといことですよ。

(委 員)

実績で話していくという話ですね。

(会 長)

ええ、実績からすると272やっていたのを20検体減らすという。ほかの方のご意見いかがでしょうか。

(委 員)

それでもってどうなるかというのが一度にわからない部分ありますけれども、やはり減らしていくということ自体のイメージとしては、将来にわたって心配で、京都の食として安心という面で心配しています。

(会 長)

確かに、そういう意味でずっと検査を続けるという考えもあります。皆様のご意見いかがですか。それと、事務局のほうで、例えば25年度の実績が334だったのが272、ここの減り方というのが、品目数も減ったのですか。

(事務局)

品目数は減っていません。

(会 長)

品目数は減ってなくて検体数だけが減った。

(事務局)

そうです。

(委員)

私はどちらというわけではありませんが、ヨウ素とセシウムと検査するだけで、農産物でヨウ素2万、セシウム2万、検体に計4万円かかると聞いています。事実かどうか知りませんが。そして、検査するのはいいのですが、ただ、予算の関係も多分あると思います。そこはできるだけ予算が確保できたらいいのですが、府民の税金ですから、それはやはり一定の範囲、制限もあると思いますので、その辺も含めてできれば増やしてほしいという思いはありますが、そこは予算も考えながら対応してもらえたらと、私は思います。

(委員)

絶対そうだという意見ではないのですが、実は今、組合員さんからご意見を聞く週間になってしまっていていろいろ聞くのですけれども、検査を絶対にしてほしいという要望があるのは水産物なのですよね。というのは、農産物については、被災地には大変申し訳ないのですが、被災地での生産物がどうかという関心であって、それでいくと水産物は回遊しているわけだから、それと海の深さにも影響するということでは、もう少し日本全体でトータルで放射値がどこの県がどうだということは多分持っておられるし、それから品目、内訳についても、もう農産物は、むしろ被災地からこれだけの範囲というふうに区切っていく段階に入っていたほうがいいのかなという気はします。

先ほど、広報ということもあったのですが、恥ずかしながら生協の場合だと生協がやっているのではということで、行政さんが一生懸命やっているアナウンスが足りなかったなという気はしています。なので、これからはもう少しそういう専門的なこと、自分たちの住んでいるところは、どことどことどこがこういうふうになっているということはより強めなければいけないと思うのと、意外と皆さんは、水産物であったりその辺のそういうことの判断は一定できているのかなということと。リスクコミュニケーションもあって、どういふときにどう科学的に恐れようという考え方も出ているので、続けてはいただきたいけれど、どこか定期的にこういうところまで来ましたというそういうものも出していただくといいかなと思います。

(委員)

そういう意味で、将来的にこの250なり、どこかで落ちつくところがあるのですか。このくらい毎年、継続的に検査していれば何かあったときでもいいとかですね、この減らし方の計画性というのはどういふものがあるのか。



(会 長)

という幾つかの意見について、事務局のほうのお考えでは。

(事務局)

先ほども申しましたが、7ページの数値目標の考え方のところにも書いていますけれども、3行目からですが、27年度はというところで、検査数は林産物、畜産物、水産物については現状を維持しますということで、我々も内部的にはメリハリをつけたいなと思っております。

そのことと、もう我々の中では、実は平時に近いなと思っておりますが、平時のときにどれぐらいの検査数を維持するのかということに関しては、まさに第4次行動計画をこれから皆様方とともに計画していきますので、ご議論いただけたらありがたいと思いますし、もちろんゼロにするつもりは毛頭ありませんけれども、大体どの程度が皆さん、府民の方が納得していただける数字なのかということも出しながら、ちょっとご相談させていただけたらありがたいなと思っております。

正直いいますと、例えば滋賀県では自県産の農産物は今は牛肉のみ検査されているという状況ですし、兵庫県ですと年間14件というようなレベルです。その中で京都府は比較的ちゃんとやっているなどは自分たちでは思っているのですがけれども、他府県の状況も見ながら、先ほど予算の話もありましたが、その辺も勘案してやっていきたいと思っております。

(事務局)

それから、資料6のところ、この関係の資料なのですが、審議会の放射性物質検討部会の専門委員の方が意見を述べてくださっていますのでご紹介させていただきます。専門部会の会議は開催せず、書類によって意見を伺った結果がこのようになっています。

資料6の109ページになります。

4名の先生から意見をいただきまして、例えば〇〇先生でしたら、28年度ぐらいまでが目途ではないかとの意見をいただいておりますし、〇〇先生も似たような考え方をされています。今後は、どちらかというリスクコミュニケーションといいますか放射性物質の関係で、知識を深めていただくための取り組みを息長く続けていくべきではないかという意見をいただいております。

それから、先ほどの数値的なことより詳しい資料は、115ページのところで書いております。農産物、水産物、畜産物ということで、24年度の実績から今回提案させていただいている計画については、こういう形でやっというということで、水産物については横置きとなっています。

(会 長)

一応ここの審議会の専門部会で意見を出していただいているのですが、そこでは農産物

は検体数を減らしたいと。それで水産物、それから検査は少ないですが畜産のところでは数はほぼこうなると。いかがでしょう。

(委員)

やはり、その検査にどれぐらいお金をかけているかというところは重要だと思います。1検体、この272検体全てのこの計画や実績は書いてありますが、どれだけの予算をかけたかということはどこにも書いていなくて。やればやるほどいいという考え方もありますが、どれだけの費用をかけているかという観点から検討するということが必要で、1検体4万円ぐらいという話ですけれども、およそどのぐらいなのでしょう。この検査に関してどれぐらいの予算をかけていらっしゃるのか、ご説明いただけたらと思います。

(事務局)

検査は、あくまでも府のほうの検査機関でやっておりますので、1検体云々という話ではありません。

検査の機械を平成23年に購入しましたので、それで検査を行っています。ただ、毎年メンテナンスで点検しないといけないので、それに数十万円かかっています。そのほか、人件費的なことでいえば、検査するところは基本的に1カ所ですので、丹後や山城からも検体を持ってきて、普及センターや振興局の職員の人件費がかかっているという実態です。

(会長)

そういう状況なので、皆さん方。安心のためにはできる限り手広くやったほうがいいのは確かなのですが、安全という科学的なところでは実情に合わせてやっていただくという。それで、今回20検体の数字減少ということですので、今後の年度別計画のところでも、そのあたりをどう捉えていくかということにさせていただければと思います。

それから、先ほどおっしゃったみず菜の農薬のところは、結果のところの記述方法についてはちょっと検討していただくと。全く外すわけには行かないと思いますので、検体の収去のところから始めて書き方を考えていただく。それから、こういうことがあって全量を回収したという、これも大事なことだと思うので、その事実はやはり書いていただいたほうがいいと思いますね。

(委員)

そう、先生が言われるように事実を書いてほしいということだけ。

(会長)

ええ、はい。

(委員)

農家だけが悪いような書き方になっているので、そのところはよろしくをお願いします。

(会長)

それでは、そういうところを、資料1のところを若干修正していただくということで、ご承認いただければと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

次に、本日の協議事項の(2)「次期食の安心・安全行動計画(平成28～30年度)」について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

資料2、55ページをお願いします。

来年度に食の安心・安全行動計画を作成しますので、年間スケジュールを示しています。ご覧のように、4回の審議会を予定しております。今回は一番左のところ、概要案を作成するためのご意見を聴取させていただくものです。

56ページをお願いします。

これは、過去の第1次からの計画を時系列的に書いておきまして、今度作成する第4次計画については右のところ、基本的なことを書いています。案であります。食を取り巻く時代背景、一番上の箱のところですが、食品偽装や高級レストラン等におけるメニュー偽装が発生しております。そのほか、食品関連事業者において高度な衛生管理に対する社会的要請が高まってきています。

それから、スマートフォンなどにより、誰もがいろんな情報を発信できるようになり、その結果、情報が氾濫するという事態も見受けられます。そのほか、和食はユネスコ無形文化遺産登録されましたし、法律的なことという食品表示法が4月1日に施行されることになっています。

そのような時代背景の中で一つのキーワードと考えているのが次の箱のところ、「食への不信感と関心の高まり」と考えております。食への関心が高まる中で不信感も高まってきていますので、それを何とか払拭することが必要ではないかと考えております。

その一つ下のところで基本的な考え方ですけれども、現時点では柱立てを次のような3つで考えています。放射性物質の関係については、大きな柱としていたのですが、①と②に記述を取り込み、①食の安心感向上に向けた情報提供の強化と府民参画②検査・指導・監視の強化③安心・安全の基盤づくりということで、それぞれ充実した形で柱立てしたいと考えております。

具体的な取り組みについては、広報媒体を活用した情報提供、それから食品表示法の施行に向けた効率的な執行体勢の確立。あわせて、それとセットに考えられる事業者への啓発、普及などをしていく必要があると考えております。

62ページをお願いします。

このような形で、論点を設定させていただきました。ごくアウトラインを今お話ししましたけれども、現在の食を取り巻く情勢として下半分のところに書いております。(1)食に関する新たな問題の発生(2)情報伝達手段の高度化、一般化による情報の氾濫(3)食への関心の高まりということで、このようにグループ分けしており、説明いたしません。このような状況があるのではないかと感じておまして、これについて、このほかに取り上げる事項はないかというのを第1の論点としています。

第2の論点ですが、先ほどのような食を取り巻く状況を受けて、府としてどのような取り組みが考えられるかということで、先ほど放射性物質を除く①から③の柱立てというふうに案を書かせていただきましたが、それに新たにつけ加える、あるいはそれにかわって新たな柱立てとするものはないかということで、ご意見をいただければありがたいと思っております。

資料としては、以上です。

(会長)

ただ今、事務局から説明がありましたことについて、ご質問、ご意見ををお願いします。

第4次計画を作成しなければいけませんので、56ページにそれが整理されているのですけれども、具体的な取り組み、食を取り巻く時代背景をどう捉えるかという各委員の方々の捉え方もありますが、今後3年間をどのように展開していくか。それに対して、食の安心・安全の部分でどういうふうに具体的な取り組みを行っていくべきかについて考えなければいけないということです。

「具体的な取組」の一番下を見ていただきますと、現行の第3次計画と第4次計画がほとんど横移動したような状況ですので、やはりそのままこれから3年間行くのではなくて新たに世の動きをキャッチして、それで、府民の食の安心・安全を確保するために、どういう施策を打ち出すかというのを皆さん方に考えていただきたいということです。

この第4次計画というのは、用意された資料を読んでいただきまして。それで、先ほどご説明のありました62ページ、63ページ、ここでは記述のスペースが限られていますけれども、ほかに用紙を使っただいて結構ですから、ぜひ委員の皆さま方には意見をお寄せいただきたいということです。

ここでご披露いただける。あるいは、食を取り巻く状況というのはこういうふうな状況ではないかというのがございましたら、今お聞かせいただきたいと思うのですが。

(委員)

ちょっと考えてきました。かつては添加物とか、そういう感じの食の安心・安全だったのですが、今、特に子育て世代、放射能もそうなのですが地球温暖化。それから、そこから来る異常気象で作物が余りとれなくなる可能性が世界的に高くなる。しかも、日本は人

口が減っていくのですが、世界的には増えて行くし。例えば私たちはどういう商品の調達方針を持つのかという点と健康志向。先生が食育とおっしゃったそのこととも関係するのですが、健康志向になっている。どう食べるかということとあわせて。さらに、現場では耕作放棄地とか担い手が不足していることによる国産農産物の減少に対する不安を若い消費者は持っています。

あわせて、食品表示が拡大されて健康をうたっている商品がたくさん出るということで、本当にそういうことは信頼していいのだろうか。私たちの世代であれば多少のものを食べてももういいかと思いますが、やはり子どもを持っている人とか、その健康志向も相まってそれが過剰に動き出さないかという懸念、何が使われるのだろうかという懸念がとてもある。それと、大学生はまず本を買わないとか新聞を読まないということと、いろいろな形での提案というのが行われているのですが、全体的には大学生への情報が少ないということがあります。

ちょっとつなげて論点2として、どういうことをこれから考えていったらいいかということでは、京都府の消費者教育推進計画の策定に携わらせていただいて、キーワード、本当に持続可能性。これが数年前より本当に大きくなって、これから先、私たちがどういうふうに暮らしていくかということと、摂り過ぎ食べ過ぎとか、その割には廃棄が多いとか、何かそういうところから安心・安全というか、どういうふうに自分たちの食糧を安定的に得ていくかということとはとても大きいと思います。

認定商品、生物多様性など、そういうところにも関心を持った暮らし方、本当に安心・安全という枠だけでは捉え切れないので、できれば行政のほうでも、そういうトータルな学習、本当に安心・安全の学習もいいのですが、どう食べるか、どう暮らしていくか、何をどこから得ているのかみたいなこととあわせて、安心・安全というのはどういうことだろうかということを中心にちゃんと伝えていってほしいなというのと。

今以上にリスクということについて、もっと広めておいてもらうほうがいいのかなと。BSEのときもそうですが、そうはいつでも絶対にリスクはゼロでない嫌という考えの方は、まだ高齢の方には多いです。気持ちはわかるけれども、改めてリスクとかそういう私たちの食べる食の安心・安全の周りのことについて、何か考える余裕をあわせていただくといいなと思いました。

(会 長)

ほかに。

現状をどういうふうに把握して、どういうところに視点を置くか、今、委員がおっしゃったところにはいろんなヒントがあって、大変貴重な意見を聞いたと思うのですが。

(委 員)

私も考えていたことは、この現在の食を取り巻く状況を府民がどのように感じているの

かということをやはりデータとして持つておいて、それに基づいて計画を立てるべきだと思つています。

生協さんなど消費者の方々が、もう実際に取つていらつしやるようなデータをご提供いただいたらいいのではないかとちょうと言おうとしていたのです。そしたら、もう委員が発言してくださいました。委員が発言されたようなことをやはり数値で今、質的なことをおつしやっていたいただいたのですが、若い世代がこんなふうなこういうことに関心を持つている人が何%ぐらいいるのかとか、やはりそういう今のデータはあるのですか。

(委 員)

今はないですね。

(委 員)

いろいろな意見ということですか。

(委 員)

はい、そうですね。数値という意味では出してないですね。

(委 員)

それで、府民大学を開催しようということで、相談にも来られたのですが、では、府民の食の安心とか安全とか食に関する状況は一体どうなのかということ、あまりデータがないのですね。以前、第1次計画のときかな、京都府の行事に参加された方にアンケートを取つたところ、食が安心だと思う人が低下したということが。そのとき、59ページの上のほうに、京都府が開催した行事の来場者を対象としたアンケートの結果、18年から20年に向けて食事が安心であると感じる府民の割合が52%から41%に低下したという。ずっとこの会議に参加させていただいているのですが、データがあつたのはここだけなのですよ。もっと広く大学生協さんのデータをいただいてもいいし、消費者の方、団体の方と連携しながらそういった基本的なデータを取つて、計画を立てるということをしていただけたらと思います。

(会 長)

はい、分かりました。お考えをご披露いただける方。

(委 員)

ちょっと私、どう読めばいいかわからないので。この重点事項というのが28年から向こう3年間ですね、その時代背景があつて、重点事項として「食」への関心の高まりを不信感の解消につなげるというのは、食に対してものすごく不信感ばかりが高まっている

ので、それを解消しようというのが次の3年間というふうに読んだらいいのですか。この日本語がちょっと、どう理解したらいいのかわからないので教えてほしいのですが。

(委員)

食の不信感よりも、無関心な人がいっぱいいると思うのですよね。不信感のある人は少しで、関心の高い人も少しで、ほとんどの人は無関心層。だから、そういうところをきちんとデータを取らないといけないのではないかと私は思いますし、ということを書いたかったのですが。

(会長)

関心の高まりではなくて。

(委員)

何を言おうとしているのか教えてもらえたらいいのですが、どういうことになっているのでしょうか。

(事務局)

食への関心が高まっているので、それに答えていきたいと思いますということと、不信感があるとしますので、それにも答えていきたいと思いますというのを、2つのことを言いたかったのですが。少し言葉の使い方がおかしくなっておりますので、再度見直します。

(委員)

食への不信感と関心が高まっているので、その対策をしましょうということをおっしゃっている。

(委員)

この表現だと、そのようには理解できないので、もう少しわかりやすく重点は整理してほしいですね。

それと、不信感というと農薬などが一方的に悪者になってしまっていることがあるのですが、そうではなくて、農産物そのものが安定的に供給される、それも、府内産が一番で、様々なものが供給される。更に、国内でも同じで、外国産をわざわざ買わなくても国内産をしっかりと食べてもらいたいですね。こういった、府民の食料の安定供給の面が全くないと思います。

やはり、国内産の農産物を食べて欲しい、できれば京都の人は京都の農産物を食べて欲しいと思います。学校給食で米飯が増えたのは、日本中に米がたくさんあったのに使っていなかったのを見直したからなのです。パン食の場合でも、パンを作る麦はあるのですよ、

府内産でも麦はあります。発想を変えて、供給に応じたその消費を考えることも大事だと思います。我々生産者は消費に合わせようと言うことで農産物の生産を頑張っていますが、供給という面の安心・安全というのですか、いつまでも輸入できるものではないので、府内のいろんな食品にかかわる業者の皆さんも一緒になって京都府で何かやってほしいなという思いなので、それをできたら、次の計画には入れてほしいという要望です。

(会 長)

食材というか、食料の安定供給という視点がちょっと薄かったかなというご意見かと思えます。

今、いろんなご意見出していただいて、今後、この審議会でも1年間かけて検討できたらと思うのですが、他にございますか。

(委 員)

ちょっと個別なところになるのですが、食品衛生法に基づく条例で「HACCP導入を進める」という話がありましたが、そのHACCP導入の方向性というのは、それはそれで大変結構だというふうに思うのですが、これまでも、京都府内、京都市内においても小さい事業者とともに作り上げてきた「きょうと信頼食品登録制度」との関連というか、そのことも考えていただきたい。今まで「きょうと信頼食品登録制度」に取り組んできた事業者の人たちが継続していけるようにしないと、本当におもしろみがなくなってくるだろうというふうに思います。

(会 長)

そうですね。

(委 員)

はい。方向性としては、考えてほしいなと思います。

(会 長)

はい、わかりました。

それでは、この2番目の部分については、行程表についてはこのとおりにやっておくとして、委員の方々への事務局からの求めというのは、論点1、論点2というところで、ご意見をぜひ事務局のほうにお届けいただきたいということです。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の協議事項の(3)「食の安心・安全府民大学(仮称)」について、事務局のほうからご説明をお願いします。



(事務局)

資料3の65ページをお願いします。

今まで、リスクコミュニケーションやいろんなテーマの講演会ということでやってきました。そのとき残った課題ということで、対象とする年齢層が比較的高かったというのがあります。そういう反省を踏まえて、今回は対象者をここに書いておりますように、子育て中の母親・父親、あるいは20代30代の若者ということで対象を絞って情報を伝えていきたいと考えています。

具体的には、現在、大学に協力を要請し、あわせて対象としたい保育所に対しても提案しているところです。

開催方法は、開催場所、時期のところにありますように、今のところ来年度は3～4回程度実施し、3カ年で約10回程度の講座を行いたいと考えております。

テーマについても、あくまでも例ということでここに仮置きさせていただいているのですが、このような世代の方にも聞いていただいて役に立つような、あるいは関心のあるテーマを絞ってやっていきたいと考えております。

年次計画的には66ページ右側にありますように、京都の風土や歴史とかから始まり、食と健康、食の安心・安全、食事のマナーということで、食の安心・安全だけではなくて、いわゆる食育の分野も含めてテーマを考えており、ここでは10の講座をあげていますが、3カ年でやっていきたいと考えています。

次の67ページで、これも簡単なマンガのようなものですが、必ずしも皆さんに来ていただけるわけではないので、映像やナレーションを含む形で保存しまして、若い世代ではインターネットも使ってもらえると思いますので、ネット上で公開して、在宅でその講座を聞けるようにしたいと思っています。

名称は、仮称で食の安心・安全府民大学としていますが、大学の先生のみならず専門家の意見や話も聞いていただいて、安心・安全につなげたいと思っています。

以上です。

(会長)

ただ今、事務局から説明がありましたことについて、ご質問、ご意見をお願いします。

これは、この講座を年に3、4回で3年間というのではなくて、これはもう少し短縮して、3年間もかけるのは間延びするような印象を受けるのですが。3年間というのは、行動計画この1本だけで3年持たそうということですか。

(事務局)

現時点では、行動計画とは切り離して検討しています。うまく回りかければエンジンはかけたいのですが、先ほども申しましたように、子育て真っ最中のお母さんお父さん方をターゲットに考えておりまして、既に幾つかの保育園や幼稚園に行かせていただいてお話

をしているのですが、なかなか難しいと感じています。

最初にも言いましたけれども、今までのリスコミは、ややもすれば定年を終えた方が来られることが多かったので、そのあたりの方に来ていただくのも非常に大事なのですけれども、まさに先ほど申しましたところをターゲットに絞って、その方法も含めて今日はご意見を賜りたいなと思います。まだまだ手探り状態ですが、持ち方のコツもわかって、こんなふうにしたら実施できるということが分かれば、エンジンをしっかりかけていきたいとは考えております。

(会 長)

これ、例えば参考というのは、これは、なぜ青森なのですか。

(事務局)

66ページの左側に、「(参考) あおもり食育検定」とあるのですが、青森県は一つの事例です。青森県が健康長寿も含めて、寿命も含めてですけど、47都道府県の中でやっぱり食の関係もあるのでしょうか、低いところにあります。青森県はこういう取り組みを進めておられまして、「食育検定」というものを実施されています。

我々も、そういう先んじてやられているいい取り組みを参考にしながら進めていけばいいかなというふうに思っていて、そこに今倣って少し考えているところです。

(会 長)

こういうものを参考として挙げた場合には、最初にもう少し丁寧に説明してください。

それと、もう一つ、検査機関とか紹介のところで、これから中身は充実されるだろうと思いますけれども、実際の見学というものを、リスクコミュニケーションとか府民参画でいろいろやられているのですが、人々の考え方とか捉え方の変わるのは現地で見るということが一番だと思いますので、そういう産地とか製造の現場を見学するというのをもう少し取り入れたほうがいいと思います。

例えば、幾ら食べ物を大切にしろと言っても、その言葉だけではなかなか大事にしないですよね。ところが、やはり種まいて、それで何カ月か世話して育てるということで食べ物ができているというのを実際に見ると、言わなくても大事にするという気持ちになると思うので、楽なのは座学ですが、そういう視点で通常の大学という考え捉え方とはちょっと違ったものをやっていただければと思います。

(委 員)

私もそれは同感です。今一番、府民さんとか参加が多いのは収穫体験とかね。それとおいしさ楽しさ、つまり義務感で暮らしているわけではないので、おいしく楽しく健康にみたいなことがやっぱりキーワードですのですね。そういう中から、毎日生活するときにこれ

は考えておこうね、みたいな内容が府民には受け入れやすいのではないか、ちょっとこの数年傾向としてあります。

(会 長)

ほかにございますか。

この食の安心・安全府民大学をやっていくということについては、簡単に言えばそういうことではないかと思うのですが、どういうやり方があるのかというので、あるいは要望をお聞かせいただければと思いますが。

それで、ここでは何か修了証のようなものも考えておられるのですか。

(事務局)

はい。修了証を考えていますのと、できれば「京都の食の検定」みたいなものを一つの最終目標にしたいなどは思っております。

(会 長)

ほかにございませんか。

(委 員)

どちらかという、人数とか名前を特定する格好になるのですかね。

(会 長)

最初に入学というか、手続をしてもらうわけですか。

(事務局)

最初に入学するだけでなく、開催のたびに募集し、自由参加型を考えています。現時点では、3回、5回と続けて出席しないといけないといった限定はしないつもりです。

(委 員)

もし、続けることができるならば、本当にそれこそ種をまくところから収穫するというそういうのを親子でやるということは、やはりものすごく大きな経験になるのですね。

そういう学びの場が本当に必要なことに私も思いますので、聞かせていただきました。

(会 長)

ご意見ございましたら、要望それからアイデアなどもお寄せいただければと思います。

ということで、この3番目の食の安心・安全府民大学を実現するということに向かって動き出すということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

ちょっと時間がかかり過ぎましたが、本日の協議事項については、これで3件とも終了しました。それでは、報告事項に移らせていただきます。

(会 長)

「報告事項」について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、報告事項といたしまして説明させていただきます。資料の4でございます。

平成27年度京都府食品衛生監視指導計画案について説明させていただきます。この計画につきましては、毎年食品衛生法24条の規定によりまして策定しておりまして、来年度、27年度の計画につきましては、まず、最初1月22日に食の安心・安全審議会の評価部会で意見を賜っております。そして、2月6日に消費者との意見交換会でもご意見をお聞きしまして、修正などを加えまして本日の審議会に報告事項として提出させていただいております。

この計画は、先ほど協議いたしました安心・安全行動計画の中でも食品検査だとか、監視機動班など一部重複している部分がございます。資料4の1ページの基本的方向についてでございますが、監視指導の強化とか収去検査のこと、HACCPの普及に関することや自主管理の推進といったような内容で、おおむね毎年同じような内容で計画策定させていただいております。

そして、2つ目の取組事項で、その次の重点事項でございますが、食品衛生法の施行条例を実は改正しておりまして、今度4月1日からまず新しく施行するということになっております。内容につきましては、HACCPの普及推進というようなことで考えておりますので、HACCPの推進につきましても来年度は続けていきたいと考えております。

そして、2番目にアレルギー検査のことについて少し触れさせていただいておりますが、26年度から検査を実施いたしております、27年度も引き続き継続してやっていくという段取りでございます。あと、放射性物質、生食肉の指導も継続して実施していく予定でございます。

次に、食中毒対策ということでございますが、全国的な食中毒の発生状況はノロウイルスとカンピロバクターが非常に多いという状況でございます。夏に発生するという食中毒から、それも非常に多くなっているということで年間を通して食中毒対策を講じる必要があるということでございますが、こういったノロウイルスとかカンピロバクターの食中毒は、ただ単に食中毒の予防三原則ということでは非常に難しいような事情もございますが、注意喚起と啓発というものは、さらに丁寧に行っていく予定で考えております。

あと、一昨年京都府で生レバーの提供で逮捕者が出るという事件もございましたが、昨年は京都市内で逮捕者が1件出ておりますし、府域でも生レバーを提供して書類送検され

たという事例が1件ございます。引き続き焼き肉店だとか食肉販売業者への、指導徹底ということも継続していく予定でございます。

2ページ、3ページにつきましては、今までいただいた意見を載せておりますので、ご覧いただければと考えております。

そして、次に19ページでございます。

検査の関係の表を載せております。なかなか数を増やすというのは難しい状況でございますが、継続してやっていくという考えでございます。先ほども話が出ておりましたが流通品の関係につきましては、放射能の検査につきましては300検体そういったことで、おおむね昨年と同様の検査実施という予定でおります。

次に、資料5に移らせていただきます。

この資料5は、先ほど少し話いたしましたが、1月22日に開催いたしました食の安心・安全審議会の評価部会を開催いたしましたときの説明の資料でございます。そのときの内容を報告だけさせていただきますが、監視指導計画のそのときの26年度分の中間報告を説明させていただいて、食中毒の発生状況、あと食中毒注意報の関係を説明させていただきました。

まず、食中毒注意報の関係でございますが、昨年度見直しを行った状況にございまして、26年度は夏の発令が4回、ページで言いますと32ページに載せておりますが4回発令をしております。そして、冬につきましては、その1月22日の会議の時点では発令がなかったのですが、追加で資料を3枚分で追加させていただいていますが、その1ページ目と2ページ目裏表になっておりますが、1月26日と2月26日に2回、冬の食中毒注意報というものを発令させていただいております。

発令理由としては、感染性胃腸炎の患者数がふえたからということではなく、同じ週に京都市内での発生も含め2つ以上の食中毒が発生した理由で2回発令をさせていただいたという状況でございます。

また、食中毒の発生状況について、今追加でお渡ししました資料の次の紙で載っておりますが、これが最新バージョンでございます。今年度は全部で7件発生しております。ノロウイルスの食中毒が4件、ツキヨタケによる毒キノコの食中毒が2件、原因不明が1件発生しております。食中毒発生状況をこの評価部会で説明させていただきまして、今年度につきましては、何か規格基準だとか製造基準とかを決めるようなことは特にありませんでしたので、条例改正の件について意見交換させていただくような内容で終わらせていただきました。

以上でございます。

(事務局)

次に、資料6に従いまして説明いたします。先ほども説明しましたけれども、食品における放射性物質検討部会の専門委員の先生方に、来年度の放射性物質に係る取り組みとい

うことで検査及びリスクコミュニケーションについての意見を伺ったものです。資料6、109ページに先生からの意見をそのまま記載させていただいております。

内容については、113ページを御覧ください。従来どおり流通している食品及び府内で生産されている農林水産物を検査するというので、流通している食品は300、府内産農産物は250件を計画させていただいています。具体的にどのような品目を検査するかについては、114ページと115ページに記載しています。

それから、もう一つの柱でありますリスクコミュニケーションですが、これについては次の資料7とも関連しておりますので、これで説明させていただきたいと思っております。

資料7 129ページをお願いします。

リスクコミュニケーションについては、いろんな方式で開催しています。特に、体験型リスクコミュニケーションは、試験研究機関のほ場や畜舎などの生産現場を見ていただく形で開催しており、参加者からのアンケートも「よく理解できた」という感想や、生産現場で見ることによって「なるほどこんなにしっかり安心・安全対策を行っているのですか」という声をいただいたりしておりますし、生物資源研究センターでは、植物ワクチンという技術について、「そういう技術を初めて知りました。そんな技術は、もっと広めていってください」と激励をいただいたりしています。このため、来年度もこのような取り組みは継続したいと思っています。

ただ、今年度の反省として、先ほどから出ています広報がしっかりできていなかったこともあり、せっかく準備しても人数が少ないケースもありますので、今回この129ページの①にありますように、「府民ニーズ対応型リスクコミュニケーション」というものを考えております。そのほか、②のところでは消費者団体と連携したリスクコミュニケーションです。

①府民ニーズ対応型リスクコミュニケーションについては、130ページに書いてありますように、リスクコミュニケーションに参加したいというグループがありましたら、その方々と研究機関あるいは本庁の各課が事前に相談し、日程や内容について事前に打合せを行い、消費者、府民のニーズにできるだけ対応した形のリスクコミュニケーションにしたいと考えています。具体的には、130ページのところにありますように、座学コースということでお話だけ聞くものだけではなくて、下にありますように、現地見学コースということで現場も見ていただくことも取り入れていきたいと考えております。

それから、132ページの消費者団体と連携したリスクコミュニケーションです。これも相談中ではありますが、放射性物質も一つの大きなテーマとして考えています。開催地についても京都市内だけではなくて、府の北部、南部、中部で開催したいと思っております。開催方法も、放射性物質がテーマですので被災地からの報告ということで、福島県で「語り部」を派遣される制度もありますので、そのような方に来ていただいて、より詳しい話あるいは現地の状況がこうですよということを話していただき、府民とのコミュニケーションを通じて、福島県産に対する不必要な不安を払拭いただきたいと考えています。

資料6、7の説明は以上です。

(事務局)

続きまして、資料8、137ページをご覧ください。

食の安心・安全を揺るがした不当なメニューの表示の関係ですが、この間いくつか動きがありましたので、重点報告をさせていただきます。

1点目は、不当景品類及び不当表示防止法の改正、いわゆる景表法と呼ばれているものです。これが26年に2回改正がありまして、ゴシックで書いてある(1)、これは申しわけございません、27年12月ではなくて26年、昨年の12月から既に施行されております。この大きなものは、事業者のコンプライアンス体制の確立。これは、表示を始めとする事業者側の管理体制を整備せよと、これが義務づけられたという内容です。

それから、2つ目は、情報提供・連携の確保というふうになっておりますけれども、景品表示法の違反行為に対しましては、適格消費者団体という団体が差し止め請求をできるということになっていきますので、その適格消費者団体に不当表示等があったという情報提供を行うと法律で定められたというものです。

それから、3番目の監視体制の強化となっておりますが、従前、都道府県では行政指導しかできませんでしたけれども、権限が移譲されまして、今後12月以降、行政処分ができるということです。これは、京都府を始め全国知事会等々が国に強く働きかけをしまして、この権限が都道府県に降りてきたというものです。なお、京都府においては、府に降りてきた権限は現場で執行できるように各振興局に権限を委任しています。

それから、景表法の大きく2つ目ですけれども、これは、施行はまだですが課徴金制度が導入されたということです。新聞報道でご案内のとおりでありますけれども、優良誤認それから有利誤認に対して売上の3%を課徴金として徴するという仕組みです。

以上、国の大きな動きであります。そのほか、京都府の消費生活安全センターが何をやってきたかということで2番に示しています。25年は、不当表示のあったレストラン等々について26年度も改めて調査に入っています。これは、いずれも問題がないという結果でした。

それから、団体と連携した食品表示に関する研修、これを幾つかやっております、9団体、約630人の方々に参加をいただいています。

それから、アンケートを取りまして、これは、事件後、府民の方々がどういう意識をしておられるかというアンケートです。結果は、不当メニュー表示の問題で大変問題だといった方々が9割、それから、その事件があった後、表示を注意深く見るようになったといった方々が5割というような結果を出しております。

次のページですが、事業者と消費者との意見交換会を開催しています。行政が介在して、この三者で意見交換をするというのは、実は全国でも大変珍しい取り組みです。消費者も事業者も互いに理解し合おうということ、3回開催させていただきました。

なお、最後、27年度ですけれども、26年度に引き続き事業者向けの表示を中心とした講習会を開催していきますが、特にコンプライアンスという観点から研修・講習を行うということで、表示を契機として落としてしまった食に対する信頼の回復を目指していきたいと考えております。以上でございます。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

(事務局)

資料8の139ページの食品表示法の関係ですが、これについては、来る4月1日に施行となりましたことを報告いたします。

他の資料については、御覧いただいて、何か質問があれば、お願いします。

(会 長)

はい。ご質問とかございますか。

1点、リスクコミュニケーションのところで、いろいろやっていただくのですが、資料7、131ページのところで、27年度計画のところ(3)実施方法で、見学とかのところに、センター・研究所、一応、京都府のものがここに上げられていますが、京都府内にはそれ以外にもありますので、例えばJAの具体的に検査されているところとか、それから、市場のほうはたくさん人が来たら大変でしょうが、そういうところの協力も得てやっていくはどうでしょうか。ここに書かれているところ以外でも協力していただける府内の関係団体にも依頼されたほうがいいと思います。

(事務局)

検討させていただきたいと思います。

(会 長)

ほかに。はい、どうぞ。

(委 員)

資料8、158ページからの、鳥インフルエンザの資料がここに書かれておりますが、京都府としては、このインフルエンザを防ぐというのは毎年非常に大変だと思うのですよね。今後も。そういう意味では、体制としては何かあった時に備えて万全といいますか、何か強化する必要があるかとかそういうことはないのでしょうか、どのようにお考えなのか少しお聞きしたいのですが。



(事務局)

野鳥が運んできますもので、全てに完全ということはなかなか難しいというところがあります。侵入防止のために、農場には全世界的な動向についてもお知らせしますことと、今回も行っておりますけれども、近隣での発生等、緊急を要するような状況においては緊急巡回をして農場の点検をさせていただき、注意喚起をさせていただくというような対応はしたいと思います。

(委員)

かつて京都府下で発生がありましたよね。そういうところから、こう教訓といいますかね、体制っていうのは京都府では進んでいるのかなというか。素人でよくわからないのですが、今おっしゃったように鳥が運んでくるものですから非常に難しいとは思いますが、何か起こった場合にでもそういう体制が、訓練がといたらおかしいですけども、どうなっているのかなと思ひまして。

(事務局)

発生から10年経過しまして、そのときの貴重な経験を継承するという事で、表現は難しいのですが、実際に農場で鶏を殺処分する方法、それを処分する方法も含めて若手の職員の訓練ということも実施しておりますし、そういう意味では経験を生かしながら強化をするという取り組みを続けてまいります。

(会長)

今、報告事項かなりたくさんものをお聞きいただいて、委員の皆さま方も時間の許す限りにお目通しいただければと思います。

活発なご意見、ご提案いただきましたけれども、本日は協議事項、それから報告事項、一応これで終わりとさせていただきます。

事務局のほう、よろしく申し上げます。